

(公印省略)
林第1758号
令和4年3月30日

ひょうご木の匠の会
会長 日置 尚文 様

兵庫県農政環境部長

「ひょうごの木の家」建築促進事業実施要領の一部改正について

このことについて、「ひょうごの木の家」建築促進事業実施要領を別紙のとおり改正しましたので通知します。

記

主な改正点

- 1 組織改編に伴う部名称の変更（農政環境部から農林水産部に変更）
- 2 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度の R4 年度新規貸付停止に伴い、兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度に関する記述の削除



「ひょうごの木の家」建築促進事業実施要領 新旧対照表

現 行

「ひょうごの木の家」建築促進事業実施要領

(目 的)

第1 この要領は、**農政食産部**補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて行う、「ひょうごの木の家」建築促進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(事業の趣旨)

第2 県産木材を使用した木造住宅（以下「県産木造住宅」という。）の建築に積極的に取り組む工務店で組織された「ひょうご木の匠の会」が、住宅の建築を検討している県民（以下「県民」という。）に対し、県産木材を使うことの意義や木材の効用等についてPR（以下「PR活動」という。）することで、県民の県産木材利用意識を高めるとともに、住宅における県産木材の利用促進を図る。

(事業内容)

第3 「ひょうご木の匠の会」が、住宅展示・相談会等を通じて、県民を対象にPR活動する際の経費について支援する。

ただし、事業の実施においては、次の(1)(2)の要件を満たすこととする。

(1) 県民に対し、以下に示す内容について情報提供を行うこと。

- ・県産木材を使うことによる森林整備の促進、それに伴う森林の多面的機能の維持発揮や資源の循環、地域経済の活性化等、県産木材利用の意義に関すること。
- ・木材の調湿作用や断熱効果、あたたかみによる心理的効果等、木材の効用に関すること。
- ・県産木材の利用促進に関する施策（**兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度**、「ひょうごの木の家」設計支援制度、ひょうごの木普及啓発促進事業等）に関すること。
- ・兵庫県産木材の利用促進に関する条例に関すること。
- ・その他、県産木材の利用促進に必要と認められる内容や県の住宅施策に関すること。

(2) PR活動の実施効果を測るため、PR活動を行った県民に対し、アンケート

改 正 後

「ひょうごの木の家」建築促進事業実施要領

(目 的)

第1 この要領は、**農林水産部**補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて行う、「ひょうごの木の家」建築促進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(事業の趣旨)

第2 県産木材を使用した木造住宅（以下「県産木造住宅」という。）の建築に積極的に取り組む工務店で組織された「ひょうご木の匠の会」が、住宅の建築を検討している県民（以下「県民」という。）に対し、県産木材を使うことの意義や木材の効用等についてPR（以下「PR活動」という。）することで、県民の県産木材利用意識を高めるとともに、住宅における県産木材の利用促進を図る。

(事業内容)

第3 「ひょうご木の匠の会」が、住宅展示・相談会等を通じて、県民を対象にPR活動する際の経費について支援する。

ただし、事業の実施においては、次の(1)(2)の要件を満たすこととする。

(1) 県民に対し、以下に示す内容について情報提供を行うこと。

- ・県産木材を使うことによる森林整備の促進、それに伴う森林の多面的機能の維持発揮や資源の循環、地域経済の活性化等、県産木材利用の意義に関すること。
- ・木材の調湿作用や断熱効果、あたたかみによる心理的効果等、木材の効用に関すること。
- ・県産木材の利用促進に関する施策（「ひょうごの木の家」設計支援制度、ひょうごの木普及啓発促進事業等）に関すること。
- ・兵庫県産木材の利用促進に関する条例に関すること。
- ・その他、県産木材の利用促進に必要と認められる内容や県の住宅施策に関すること。

(2) PR活動の実施効果を測るため、PR活動を行った県民に対し、アンケート等（参考例）により意見を聴取すること。

現 行

ト等（参考例）により意見を聴取すること。

（補助対象経費）

第4 補助事業の対象となる経費は以下のとおりとする。

- (1) 住宅展示・相談会等の開催に要する経費
- (2) 県産木材の利用促進にかかる情報提供に要する経費
- (3) 県の住宅施策の情報提供に要する経費
- (4) その他、必要と認める経費

2 原則、会員2者以上が連携して事業を実施することとし、住宅展示・相談会等1回あたりの補助金額の上限は10万円/回とする。

ただし、会員が1者で事業を実施する場合の補助金額の上限は5万円/回とする。

（事業計画の申請）

第5 ひょうご木の匠の会は、事業計画書（様式第1号）を、農政環境部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

（事業計画の承認）

第6 部長は、ひょうご木の匠の会から提出のあった事業計画書について、適正と認めるときは、これを承認し、申請者にその旨を通知するとともに、予算の範囲内で補助金の内示（様式第2号）を行うものとする。

（附則）

この要領は平成31年4月1日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。

改 正 後

（補助対象経費）

第4 補助事業の対象となる経費は以下のとおりとする。

- (1) 住宅展示・相談会等の開催に要する経費
- (2) 県産木材の利用促進にかかる情報提供に要する経費
- (3) 県の住宅施策の情報提供に要する経費
- (4) その他、必要と認める経費

2 原則、会員2者以上が連携して事業を実施することとし、住宅展示・相談会等1回あたりの補助金額の上限は10万円/回とする。

ただし、会員が1者で事業を実施する場合の補助金額の上限は5万円/回とする。

（事業計画の申請）

第5 ひょうご木の匠の会は、事業計画書（様式第1号）を、農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

（事業計画の承認）

第6 部長は、ひょうご木の匠の会から提出のあった事業計画書について、適正と認めるときは、これを承認し、申請者にその旨を通知するとともに、予算の範囲内で補助金の内示（様式第2号）を行うものとする。

（附則）

この要領は平成31年4月1日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。

この要領は令和4年4月1日から施行する。

現 行

(様式第1号)

「ひょうごの木の家」建築促進事業計画書

年 月 日

兵庫県農政環境部長 様

ひょうごの木の匠の会
会長
(住所)
(Tel)
(Mail)

「ひょうごの木の家」建築促進事業については、下記の計画に基づき実施します。

1 経費の区分

(単位: 円)

事業区分	経費の内容	
	事業費	積算の基礎等
計		

2 事業の内容

事業区分	実施場所	実施時期	実 施 内 容

改 正 後

(様式第1号)

「ひょうごの木の家」建築促進事業計画書

年 月 日

兵庫県農林水産部長 様

ひょうごの木の匠の会
会長
(住所)
(Tel)
(Mail)

「ひょうごの木の家」建築促進事業については、下記の計画に基づき実施します。

1 経費の区分

(単位: 円)

事業区分	経費の内容	
	事業費	積算の基礎等
計		

2 事業の内容

事業区分	実施場所	実施時期	実 施 内 容

現 行

(様式第2号)

林 第 年 月 日 号

ひょうご木の匠の会 会長 様

兵庫県 農政環境部 部長

「ひょうごの木の家」建築促進事業計画の承認及び補助金の割当内示について

標記事業計画については、計画内容のとおり承認します。また、下記のとおり補助金の割当内示を行いますので、農政環境部補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金交付申請書を 年 月 日までに提出願います。

記

- 1 事業名
- 2 事業費
- 3 補助金内示額

改 正 後

(様式第2号)

林 第 年 月 日 号

ひょうご木の匠の会 会長 様

兵庫県 農林水産部 部長

「ひょうごの木の家」建築促進事業計画の承認及び補助金の割当内示について

標記事業計画については、計画内容のとおり承認します。また、下記のとおり補助金の割当内示を行いますので、農林水産部補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金交付申請書を 年 月 日までに提出願います。

記

- 1 事業名
- 2 事業費
- 3 補助金内示額

現 行

(参考例) 県産木材に関するアンケート

お名前 _____ 年齢 _____ 性別 _____

お住まいの地域 (市町名) _____

- 1 ご来場のきっかけ
①チラシ ②メール ③新聞 ④Web ⑤その他 ()
- 2 今回のイベントを通じて、県産木材に対するイメージは変わりましたか。
①とても良くなった ②良くなった ③変わらない ④少し悪くなった
⑤悪くなった
- 3 住宅建築において、県産木材を利用することについて、どのように思われますか。
①よいことだと思う ②県産材に特定せず国産材でよい ③外国産材でもよい
④その時々による ⑤なんともいえない
- 4 今後、新築あるいはリフォームをする際に、県産木材を利用しようと考えておられますか。
①ぜひ利用したい ②利用したい ③どちらでもない ④利用する考えはない
⑤新築・リフォームの予定はない
- 5 設問4で④を選択した方にお伺いします。その理由は何ですか。
()

6 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度 (県産木材住宅ローン) についてご存知ですか。

①以前から知っていた ②今回のイベントを通じて知った ③知らない

7 設問6で①を選択した方に伺います。県産木材住宅ローンはどのようにして知りましたか。

①県民広報紙 ②施工業者からの紹介 ③金融機関からの紹介
④住宅情報誌 (雑誌名: _____) ⑤その他 ()

8 設問4で①②③を選択した方に伺います。新築あるいはリフォームにおいて、県産木材住宅ローンを利用しようと考えていますか。

①ぜひ利用したい ②利用したい ③どちらでもない ④利用する考えはない

9 設問8で④を選択した方にお伺いします。その理由は何ですか。

()

10 今後、知りたい情報や希望するイベント、その他ご意見があればお願いします。

()

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

改 正 後

(参考例) 県産木材に関するアンケート

お名前 _____ 年齢 _____ 性別 _____

お住まいの地域 (市町名) _____

- 1 ご来場のきっかけ
①チラシ ②メール ③新聞 ④Web ⑤その他 ()
- 2 今回のイベントを通じて、県産木材に対するイメージは変わりましたか。
①とても良くなった ②良くなった ③変わらない
④少し悪くなった ⑤悪くなった
- 3 住宅建築において、県産木材を利用することについて、どのように思われますか。
①よいことだと思う ②県産材に特定せず国産材でよい ③外国産材でもよい
④その時々による ⑤なんともいえない
- 4 今後、新築あるいはリフォームをする際に、県産木材を利用しようと考えておられますか。
①ぜひ利用したい ②利用したい ③どちらでもない
④利用する考えはない ⑤新築・リフォームの予定はない
- 5 設問4で④を選択した方にお伺いします。その理由は何ですか。
()
- 6 今後、知りたい情報や希望するイベント、その他ご意見があればお願いします。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

「ひょうごの木の家」建築促進事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、農林水産部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて行う、「ひょうごの木の家」建築促進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(事業の趣旨)

第2 県産木材を使用した木造住宅（以下「県産木造住宅」という。）の建築に積極的に取り組む工務店で組織された「ひょうご木の匠の会」が、住宅の建築を検討している県民（以下「県民」という。）に対し、県産木材を使うことの意義や木材の効用等についてPR（以下「PR活動」という。）することで、県民の県産木材利用意識を高めるとともに、住宅における県産木材の利用促進を図る。

(事業内容)

第3 「ひょうご木の匠の会」が、住宅展示・相談会等を通じて、県民を対象にPR活動する際の経費について支援する。

ただし、事業の実施においては、次の(1)(2)の要件を満たすこととする。

(1) 県民に対し、以下に示す内容について情報提供を行うこと。

- ・ 県産木材を使うことによる森林整備の促進、それに伴う森林の多面的機能の維持発揮や資源の循環、地域経済の活性化等、県産木材利用の意義に関すること。
- ・ 木材の調湿作用や断熱効果、あたたかみによる心理的効果等、木材の効用に関すること。
- ・ 県産木材の利用促進に関する施策（「ひょうごの木の家」設計支援制度、ひょうごの木普及啓発促進事業等）に関すること。
- ・ 兵庫県県産木材の利用促進に関する条例に関すること。
- ・ その他、県産木材の利用促進に必要と認められる内容や県の住宅施策に関すること。

(2) PR活動の実施効果を測るため、PR活動を行った県民に対し、アンケート等（参考例）により意見を聴取すること。

(補助対象経費)

第4 補助事業の対象となる経費は以下のとおりとする。

- (1)住宅展示・相談会等の開催に要する経費
- (2)県産木材の利用促進にかかる情報提供に要する経費
- (3)県の住宅施策の情報提供に要する経費
- (4)その他、必要と認める経費

2 原則、会員2者以上が連携して事業を実施することとし、住宅展示・相談会等1回あたりの補助金額の上限は10万円/回とする。

ただし、会員が1者で事業を実施する場合の補助金額の上限は5万円/回とする。

(事業計画の申請)

第5 ひょうご木の匠の会は、事業計画書(様式第1号)を、農林水産部長(以下「部長」という。)に提出するものとする。

(事業計画の承認)

第6 部長は、ひょうご木の匠の会から提出のあった事業計画書について、適正と認めるときは、これを承認し、申請者にその旨を通知するとともに、予算の範囲内で補助金の内示(様式第2号)を行うものとする。

(附則)

この要領は平成31年4月1日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。

この要領は令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

「ひょうごの木の家」建築促進事業計画書

年 月 日

兵庫県農林水産部長 様

ひょうご木の匠の会

会長

(住所)

(Tel)

(Mail)

「ひょうごの木の家」建築促進事業については、下記の計画に基づき実施します。

1 経費の区分

(単位: 円)

事業区分	経費の内容	
	事業費	積算の基礎等
計		

2 事業の内容

事業区分	実施場所	実施時期	実施内容

(様式第2号)

林 第 号
年 月 日

ひょうご木の匠の会 会長 様

兵庫県農林水産部長

「ひょうごの木の家」建築促進事業計画の承認及び
補助金の割当内示について

標記事業計画については、計画内容のとおり承認します。

また、下記のとおり補助金の割当内示を行いますので、農林水産部補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金交付申請書を 年 月 日までに提出願います。

記

1 事業名

2 事業費

3 補助金内示額

